

刈谷市工事施行に関する事務取扱要領の運用

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本要領の取扱範囲については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 10万円以下の施設修繕については「会計事務の手引」により事務の取扱いをするものとする。
- (2) 国又は他の地方公共団体、特別の法律により設立された法人又は公益法人を契約者とする場合は、市長の決裁をもって事務を取扱うものとする。
- (3) その他の委託の一部とは、刈谷市工事施行に関する事務取扱要領（平成2年4月1日施行）第7条の規定により依頼されたものをいう。

(工事の施行依頼)

第2条 工事施行依頼書は、当該予算の内示があった日から14日以内に、土木管理課に提出するものとする。

第2章 設計書の作成

(設計書の作成)

第3条 小額工事については、工事内訳書（様式第1号）を作成するものとする。ただし、補助事業については、すべて工事設計書を作成するものとする。

(工事の施行)

第4条 依頼工事の施行伺いは、依頼課の合議を経るものとする。

2 工事発注については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として用地等の解決見通しのないものは、発注対象に含めないものとする。
- (2) 工期の最終月日は、遅くとも2月末日を目処とする。

第3章 契約の締結

(工事の入札執行依頼)

第5条 随意契約を希望する場合は、工事入札執行依頼書に随意契約理由書（様式第2号）を作成し、添付するものとする。

(契約方法及び入札者等の決定)

第6条 小額工事の契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約とし、見積者は工事担当課長が入札参加資格者名簿（契約検査課所管）に登録された業者のうちから選定し、「工事の施行及び見積書の徴収について」（起案例第2）により決裁をうけるものとする。

なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定による随

意契約については、随意契約理由書（「運用」第5条関係参照）を添付するものとする。

（指名等の通知）

第7条 工事担当課長は、やむを得ない事情があるときは、見積期間の短縮について契約検査課長と協議するものとする。

（予定価格書の作成）

第8条 予定価格の決定者（支出負担行為等の決裁区分による決裁権者）は、予定価格を決定し、直ちに私印を予定価格書等の所要箇所に押印し、封かんした後、契約検査課長に開札の時刻まで保管させるものとする。

なお、決定者が工事担当課長の場合は、自ら保管するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表する場合は、予定価格書の封かんを省略することができる。

（入札等の執行）

第9条 設計書を省略した場合の見積りの徴収については、次に掲げるとおりとする。

(1) 工事内訳書により見積りを行わせ、見積書には、明細書を添付し提出させるものとする。

(2) 工事担当課長は、業者から提出された見積書を工事担当者に精査チェック押印させるとともに、工事担当係長に確認の上審査済みの押印をさせるものとする。

(3) 見積書を検討し、適当と認められる見積者を決定したときは、見積執行調書に記録し、直ちにその旨及び契約金額を見積者に口頭で通知するものとする。

2 再度入札は2回とする。ただし、予定価格を事前に公表する場合は、行わないものとする。

3 入札執行に際しては、各回とも最低入札書記載金額のみ読み上げるものとする。

なお、落札したときは、落札業者名及び落札額（最低入札書記載金額に10パーセントを加算した額をいう。）を読み上げるものとする。

（入札により契約できないときの契約）

第10条 入札執行回数限度内において落札者がなく、入札書比較価格と最低入札書記載金額との差が小額、又は次の要件の一に該当する場合は、随意契約ができるものとする。ただし、この場合においては、「随意契約について」（起案例第5）により決裁を受けるものとする。

(1) 特殊工事等で他に指名する者がいない場合

(2) その他やむを得ない事情で指名替えを行うことができない場合

2 上記以外の場合は、新たに所定の指名審査又は資格審査の手続きを行うものとする。

（契約の締結）

第11条 依頼工事にあつては、決議書による決議は、依頼課で行うものとする。

2 債務負担行為又は継続費に係る2年度以上にわたる工事の契約を締結するときは、「特約

条項」(様式第3号)として定めて契約を締結するものとする。

第4章 工事の施行

(違約金の徴収)

第12条 工期は、適正な工期を採用し、市側の理由による工事の遅延を極力排除するとともに、契約者の責に帰すべき理由により工事が遅延した場合は、違約金の徴収について厳正な取扱いをするものとする。

2 契約者の申出による契約期間の延長をする場合の理由とは、次のものをいう。

(1) 天災地変等やむを得ない理由

ア 異常気象による長雨、積雪、凍結等のため作業不能等によるもの

イ 災害による手戻り、作業不能及び材料搬入困難等によるもの

ウ その他善良な施工管理者として、特にその責に帰することができない理由によるもの

(2) 契約者の責に帰すべき理由

ア 労力不足によるもの

イ 材料入手の遅延によるもの

ウ 建設機械の借入遅延又は故障によるもの

エ 施工上の管理の不備又は過失によるもの

オ その他契約者の責に帰すべきことが明白な場合

3 完了検査の結果、修補補正指示書により指定した期間は工期延長と認めないものとする。

4 違約金徴収の際の出来形検査における出来形歩合は、支払金額が円の単位まで誤差の生じないものとする。

(契約者の申出によらない契約期間の延長)

第13条 契約者の申出によらない契約期間の延長をする場合の理由とは、次のものをいう。

(1) 用地買収等の遅れによるもの

(2) 家屋移転等の遅れによるもの

(3) 用地境界の確認の遅れによるもの

(4) 関連する他工事の遅れによるもの

(5) 工事を一時中止したもの

(6) その他特別の事情によるもの

(契約内容の変更)

第14条 契約金額の増減を伴わない変更契約は、決議書による決議を省略し、「工事の変更施行について」(起案例第11)の伺い文末尾に「なお、御高裁の上は、別紙案により

変更契約を締結してよろしいか。」と記入して決裁を受けるものとする。

- 2 依頼工事の工事の変更施行伺いは、依頼課の合議を経るものとし、決議書による決議は、依頼課で行うものとする。

(契約の解除)

第15条 契約の解除の際の出来形検査における出来形歩合は、支払金額が円の単位まで誤差の生じないものとする。

(名称等変更届)

第16条 名称等変更届は、工事担当課及び契約検査課へ提出させるものとし、届出日から新たな名称等を使用するものとする。

(部分引渡し)

第17条 部分引渡しの際の出来形検査における出来形歩合は、支払金額が円の単位まで誤差の生じないものとする。

- 2 部分引渡しに係る請負代金の額は、次の算式により計算した額とする。ただし、債務負担行為又は継続費に係る工事にあつては、算式中「契約金額」を「当該年度の支払限度額」と読み替えるものとする。

(算式)

部分引渡しに係る請負代金額＝指定部分に相応する請負代金額×

(1－前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。)/契約金額)－指定部分に相応する支払済部分払金の額

※ 前金払をしなかった場合は、算式中「前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。)」を「0」として計算するものとする。

第5章 工事の完了

(検査の依頼等)

第18条 契約者への検査の日時等の通知は、監督職員が口頭で行うものとする。

(検査結果の通知)

第19条 小額工事の検査結果は、検査合格通知書の交付に替えて口頭で通知するものとする。

第6章 契約代金の支払

(前金払)

第20条 債務負担行為又は継続費に係る2年度以上にわたる契約(以下「複数年度契約」という。)における前金払は、当該契約に基づく当該年度の出来高予定額の10分の4(委託業務は10分の3)以内とする。ただし、前年度の出来高が当該年度の出来高予定額を超えなかった場合の前金払は、前年度の出来高予定額を超えるまで支払うことができないものとし、出来高予定額を超えた場合は工事担当課長が判断するものとする。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額に対して10分の4(委託業務は10分の3)以内とする。

3 前払金額の計算方法については、次の算式により計算した額(1万円未満は切り捨てる。)にその消費税及び地方消費税の相当額を加算した額を支払うものとする。ただし、債務負担行為又は継続費に係る工事にあつては、算式中「契約金額」を「当該年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

(算式)

建設工事

$$(\text{契約金額} - \text{消費税及び地方消費税の相当額}) \times \frac{4}{10}$$

委託業務

$$(\text{契約金額} - \text{消費税及び地方消費税の相当額}) \times \frac{3}{10}$$

(中間前金払)

第20条の2 複数年契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額の10分の2以内とし、次の各号のすべてに該当する場合とする。

- (1) 当該年度の前金払を受けていること。
- (2) 当該年度の工期の2分の1を経過していること。
- (3) 当該年度の出来高が予定額の2分の1以上であること。
- (4) 当該年度の部分払いの請求をしていないこと。

2 前条第3項の規定は、中間前払金の計算方法について準用する。この場合において、同項中

$$\left[\frac{4}{10} \right] \text{とあるのは} \left[\frac{2}{10} \right] \text{と読み替えるものとする。}$$

(部分払)

第21条 部分払金額の計算方法については、次の算式により計算した額(1万円未満は切り捨てる。)にその消費税及び地方消費税の相当額を加算した額から既に支払った部分払額を減じた額を当該年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。

(算式)

$$(\text{契約金額} - \text{消費税及び地方消費税の相当額}) \times \text{出来形歩合} \times \left(\frac{9}{10} - \text{前金払率} \right)$$

※ 前金払率は、前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含

む。)を契約金額で除して得た値とする。ただし、前金払をしなかった場合は、算式中前金払率を「0」として計算するものとする。

- 2 出来形歩合及び前金払率は、少数第3位以下は切り捨てるものとする。
- 3 (起案例第22)については、会計管理者及び会計課長に合議するものとする。
- 4 契約者が出来形検査申出書を提出し、その検査が工事場所以外であった場合は、工事担当課は、検査場所等を明示した書類を添付させるようにするものとする。

第7章 雑 則

(依頼工事の引継ぎ)

第22条 依頼工事の工事目的物は、完了検査日（修補補正があった場合は修補補正完了検査日）をもって契約者から直接依頼課が引渡しを受けたものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(刈谷市工事施行に関する取扱要領の運用についての廃止)

- 2 刈谷市工事施行に関する取扱要領の運用について（平成2年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この運用は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この運用は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第16条の規定により読み替えて適用する同法附則第7条第1項の規定に該当する工事の施行に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この運用は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。